

電子申告に関する要望事項 (e-Tax 編)

令和 8 年 6 月 24 日

日本税理士会連合会 デジタル・システム委員会

はじめに

電子申告制度は平成 16 年にその運用が開始され、これまで様々な利便性向上施策が展開されてきた。今後も e-Tax 及び eLTAX の使い勝手の向上、電子納税を含むキャッシュレス納付の利用改善、国税と地方税の情報連携の徹底等を図ることにより、納税者が電子申告に取り組みやすい環境を整備していく必要があり、税理士が率先して制度を利用した上で、その問題点と解決策を国税当局・関係府省庁と協議し、システムの利用改善に資することが電子申告の利用につながるものとする。

また、令和 3 年 9 月施行のデジタル社会形成基本法では、事業者自ら積極的にデジタル社会の形成の推進及び国又は地方公共団体が実施する施策への協力に努めることが定められたほか、令和 4 年 4 月施行の改正税理士法において法第 2 条の 3 が整備され、税理士は税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じ、納税義務者の利便性向上及び業務の改善進歩を図ることが明記されたところである。

当委員会では、例年、税理士及び納税者の視点から本要望事項を取りまとめ、国税庁及び地方税共同機構に提出している。電子申告の更なる利用促進のため、各要望項目が実現することを強く望むものである。

目次

【重要要望項目】

1. 税理士が代理送信を行う場合において、税理士であることを証明できる仕組みを構築すること (P. 1)
2. G ビズ ID と e-Tax 連携における本人確認・なりすまし及びにせ税理士行為防止の仕組みを構築すること (P. 1)
3. マイページについて改善を図ること (P. 1)
4. ダイレクト納付の利用可能金融機関・口座を拡大すること (P. 2)
5. メッセージボックスについて改善を図ること (P. 3)
6. システム変更について早期に対応を行うこと (P. 4)
7. 利用者識別番号の重複取得防止措置を講ずること (P. 4)

【要望項目】

1. e-Tax に障害が発生した場合において一律の期限延長を行うこと (P. 5)
2. 行政手続の電子化にあたり、円滑な税務代理に配慮した改善を図ること (P. 5)
3. 税務調査に関して、政府方針に沿って「書面、押印、対面主義からの脱却」を図ること (P. 6)
4. 利用可能時間を拡大すること (P. 7)
5. 申告に必要な情報の確認方法について改善を図ること (P. 7)
6. 利用者識別番号・暗証番号を失念した場合の対処方法について改善すること (P. 8)
7. キャッシュレス納付の利便性向上を図ること (P. 9)
8. 税理士の電子署名のみで納税証明書の代理請求・代理受領を可能とすること (P. 10)
9. 準確定申告について、税理士が代理送信する場合は確認書の提出を不要とすること (P. 10)
10. すべての税目・手続を e-Tax で利用可能とすること (P. 10)
11. e-Tax ソフト (WEB 版を含む) や確定申告書等作成コーナーについて改善を図ること (P. 10)
12. 国税と地方税の共通化を進めること (P. 11)
13. 相続税電子申告の改善を図ること (P. 12)
14. 各帳票の入力欄の文字数制限を緩和すること (P. 12)
15. 電子申告における要望について引き続き協議の場を設けること (P. 13)

【重要要望項目】

（税理士であることの証明）

1. 税理士が代理送信を行う場合において、税理士であることを証明できる仕組みを構築すること

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第 33 条の規定の趣旨に基づき、税理士の身分と責任の所在を明らかにしなければならない。

現在は開始届出の提出時に税理士登録の有無を確認し「代理送信の可否」を判断しているところ、日税連から国税庁に送信している REOS（登録業務ネットワークシステム）の「税理士登録」データを活用することにより、代理送信した者が税理士であることを電子的に確認できる仕組みを構築すること。

（なりすまし・にせ税理士防止）

2. G ビズ ID と e-Tax 連携における本人確認・なりすまし及びにせ税理士行為防止の仕組みを構築すること

令和 6 年度税制改正により、法人が G ビズ ID を利用して e-Tax にログインする場合、申告・申請等を送信する際に、電子署名及び電子証明書の送信が不要となる仕組みが措置され、令和 9 年 9 月以降の運用開始が予定されているが、補助金申請の分野では、補助対象者が G ビズ ID を第三者に共有して手続を代理で行わせる事案が発生し、小規模事業者持続化補助金等において注意喚起がなされている。

上記のような事態を踏まえ、e-Tax において G ビズ ID の運用開始を迎えるに当たっては、納税者に厳格な G ビズ ID の管理・運用を求めるなど、丁寧な対応を行うこと。

（マイページ関係）

3. マイページについて改善を図ること

e-Tax の個人向けマイページ及び法人向けマイページについて、以下の改善を図ること。

（1）法人の「確定申告等についてのお知らせ」の閲覧について

令和 3 年 5 月から法人納税者についても委任関係の登録ができるようになったが、委任関係を登録した税理士は、法人のメッセージボックスに格納される「確定申告等についてのお知らせ」を参照することができない。

「確定申告等についてのお知らせ」には、消費税の「簡易課税制度選択届出書」の提出状況、「課税事業者選択届出書」の提出状況、今期の申告区分（一般課税・簡易課税）など、消費税申告の方法を左右する重要事項が含まれており、これらを確認できないまま申告を行うと申告誤りに直結するおそれがある。

委任関係の登録の趣旨は税理士が関与先納税者に代わって適正な申告業務を遂行することにあるが、個人と法人とで参照できる情報の範囲が揃っていないことはその趣旨を没却するものである。以上を踏まえ、以下①～③のいずれかの対応を速やかに行うこと。

- ① 委任関係を登録した税理士が、法人の「確定申告等についてのお知らせ」を閲覧できるようにすること。
- ② 法人の「確定申告等についてのお知らせ」が委任関係の税理士のメッセージボックスに自動転送される仕組みを整備すること。
- ③ 法人向けマイページの消費税関係情報に「簡易課税制度選択届出書」「課税事業者選択届出書」の提出状況および今期の申告区分（一般・簡易）を追加表示すること。

（２）表示項目の拡大について

e-Tax のマイページで確認できる情報について、以下の改善を図ること。

- ① 過去の届出書（無償返還届、相続・贈与の継続管理関係書類、納税猶予関係書類、未分割関係書類等）を一覧で確認できるようにすること。
- ② 個人事業者の適格請求書発行事業者届出書の提出の有無を確認できるようにすること。
- ③ 個人納税者の各税目情報の参照に際し、不必要な再認証を求める運用を見直すこと。

（３）電子通知の閲覧について

令和 7 年 5 月に導入された e-Tax マイページの税務代理人への利用拡大について、e-Tax 上で委任関係を登録している関与先納税者のメッセージボックスや各税目に関する情報の閲覧が可能となったが、税理士が代理受領することができない還付金振込通知等の電子通知が閲覧対象外となっている。

電子通知についても、メッセージボックスと同様に閲覧対象とすること。

（４）マイページからの納付導線の整備について

マイページ上に未納税額や支払通知書を表示し、クリックで簡単に納付手続へ進めるよう改善すること。あわせて、代理送信した税理士の「お知らせ・受信通知」からも、納税者本人と同様に納付情報登録依頼画面へ遷移できるようにすること。

（ダイレクト納付）

4. ダイレクト納付の利用可能金融機関・口座を拡大すること

政府は令和 8 年までにキャッシュレス納付比率を 54%にする目標を掲げ、キャッシュレス納付の促進を図っているところ、国税についてもダイレクト納付の利用が求められていることを踏まえ、農業協同組合やネット銀行等を含む、すべての金融機関でダイレクト納付の利用を可能とすべく、対応金融機関・口座を拡大すること。

特に、振替納税や地方税共通納税システムでは既に対応している金融機関であっても e-Tax のダイレクト納付には未対応のケースが生じており、これらの金融機関への働きかけを優先的に行うこと。また、納税準備預金について、ダイレクト納付に対応すること。

(メッセージボックス関係)

5. メッセージボックスについて改善を図ること

(1) 税務署からのお知らせ等メールについて

税理士のメールアドレス宛には関与先の件数に応じて大量のメールが格納され、詳細の確認に時間を要していることから、利用改善に向け、以下の仕様及びシステム構築に取り組むこと。

① 宛名表記等を改善すること

国税庁からのお知らせに関して、関与先納税者の特定及び内容の推測を容易にするため、メールの件名に詳細を付記する、宛名登録をせずとも宛名を表示させるなど、多くの手順を踏むことなく確認できる仕様に改善すること。

② 記載内容を充実させること

フィッシング対策との均衡に配慮しつつ、申告や振替納税・ダイレクト納付の引落結果等を、メッセージボックスに遷移せずとも内容を確認できるよう、メール本文に記載すること。

③ 振替納税結果メールの件名への状況表示をすること

ダイレクト納付については令和4年9月に件名の刷新が行われており、「ダイレクト納付完了通知」または「ダイレクト納付エラー通知」の表示がされる。他方で、所得税の予定納税及び消費税の中間申告に係る振替納税については、「振替納税結果に関するお知らせ」のタイトルに「納付完了」または「納付エラー」の文言が付記されていないことから、振替納税についても「ダイレクト納付」と同様に件名で内容がわかるよう表記を修正すること。

④ 受信結果の返信メッセージの迅速化を図ること

ダイレクト納付完了等のメッセージは納付期限間際においては迅速性が特に重要となるため、年末年始後の納付期限・各月の納付期限の際には確実かつ迅速な返信メッセージを実現すること。

(2) メッセージボックスの発展的なシステムの構築について

税務署から提出を求められる一般取引資料せん、納付指導・相談チェック表などの法定外文書を税務署窓口に提出する必要がある。

これらの文書の電子的送信が実現すると、事務手続面での利便性が大きく向上し、また、税務署からの照会文書の送付及び回答に活用できることが想定されることから、税務署と納税者及び税理士の間で電子データでのやり取りが可能なシステム構築を目指すこと。また、令和8年度基幹システムの刷新(KSK2)において、税務署からのお尋ねに対してウェブ上での回答が可能となるため、進捗が明確になり次第、周知すること。

(その他)

6. システム変更について早期に対応を行うこと

(1) ソフトウェア開発業者向けの仕様書等の早期公開について

e-Tax のシステム改修が予定される場合は、開発にかかる準備期間等を踏まえ、ソフトウェア開発業者向けの仕様書等を早期に公開すること。

(2) 法令適用初日から e-Tax で電子提出できる制度設計について

税制改正等に伴う法人税申告については、毎年、段階的に e-Tax の対応を行ってることから、申告時期によっては e-Tax に提出できない別表等がある。この運用は法人税のみならず所得税等の他税目にも同様に生じており、PDF 形式での添付を要することから、税理士・納税者双方において通常と異なる確認・操作が必要となるため、現場負担や添付漏れによる期限内に提出できないリスクを高めている。さらに、PDF 形式による提出は受領側においても OCR 処理や再入力等の確認作業を生じさせ、行政事務の効率化の観点からも課題がある。

電子申告が標準となる現在において、法令の施行日に合わせて e-Tax のシステム対応が完了するよう、配意すること。

(利用者識別番号)

7. 利用者識別番号の重複取得防止措置を講ずること

マイナンバーカードの普及に伴い、納税者がマイナポータルから e-Tax にログインする際に、既存の利用者識別番号の存在に気付かず新たに取得してしまうケースが増加している。これにより過去の申告履歴・メッセージボックスが参照できなくなり、税理士の代理送信に支障が生じている。

以上を踏まえ、既存の利用者識別番号の有無を確認しやすくし、重複取得が生じないよう UI を改善すること。また、本人確認を前提として、重複取得された利用者識別番号の統合・整理を可能とする仕組みを検討すること。

【要望項目】

（障害対応）

1. e-Tax に障害が発生した場合において一律の期限延長を行うこと

e-Tax に障害が発生した場合には、国税通則法施行令（災害等による期限の延長）第3条第2項を適用し、期日指定による一律の期限延長を行うこと。また、納税者の混乱を最小限に抑えるため、障害が発生した場合は速やかに期限延長等を措置する明確な基準を設けるなど、緊急時における対応計画を策定すること。

（行政手続の電子化関係）

2. 行政手続の電子化にあたり、円滑な税務代理に配慮した改善を図ること

マイナポータルについて、令和3年1月より、確定申告書等作成コーナーとの連携が開始され、納税者にとっては確定申告書等作成コーナーを利用した所得税確定申告書の作成に大きな利便性向上が見込まれる。また、税理士にとってもマイナポータルに集約される関与先納税者情報を取得することでより円滑な税務代理が期待されることから、以下の改善を図ること。加えて、税務代理による一括した手続を可能とするため、行政手続のオンライン・ワンストップ化を推進すること。

（1）連携可能な控除証明書等の発行主体を増やすこと

マイナポータルで連携可能な控除証明書等については、これまで、生命保険会社、損害保険会社及び共済等の保険料控除証明書、生命保険契約等の一時金の支払調書、生命保険契約等の年金の支払調書、損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書、損害保険契約等の年金の支払調書、ふるさと納税ポータルサイト運営会社による寄附金受領証明書・寄附金控除に関する証明書、ふるさと納税以外の寄附金に係る証明書、公的年金等の源泉徴収票等が対象となったところ、この仕組みは一括で各種控除証明書等の情報を取得することに利点があるため、今後も対応する控除証明書等の発行主体を引き続き拡大すること。

（2）民間送達サービスとの連携を簡略化すること

マイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携機能の利用において、各種控除証明書等の発行主体と民間送達サービスとの連携設定が煩雑であるとの意見が多いことから、民間送達サービスとの連携の簡略化に向けて、関係省庁と連携し、改善に向けた協議を行うこと。

（3）確定申告書等作成コーナーでの操作を簡便化すること

令和7年1月のUI・UX改善を踏まえ、引き続き以下の操作性の向上に取り組むこと。

- ① マイナポータル連携後の申告書作成において、同様の操作を繰り返す場面を減らすこと。
- ② 画面遷移が多い場面においても、確認・質問事項を表示する画面のメリハリを改善し、視認性を高めること。

- ③ 非居住者への対応不可、一部評価明細書の作成制約等の機能制限について、利用者にわかりやすく周知すること。

(4) e-Tax マイページから各種控除証明書の取得を可能とすること

納税者（及び被扶養者）の各種控除証明書等をマイナポータルから取得するためには、納税者（及び被扶養者）本人のマイナンバーカードによる認証が必要であり、税理士が効率的に代理業務を行うことができないのが現状である。

税理士業務の利便性向上のため、e-Tax マイページからマイナポータル連携により各種控除証明書の取得を可能とし、給与所得の源泉徴収票のようにメッセージボックスに各種控除証明書を格納すること。

(税務調査)

3. 税務調査に関して、政府方針に沿って「書面、押印、対面主義からの脱却」を図ること

(1) 調査の事前通知について

納税義務者又は税務代理人に対する調査の事前通知は電話を用いて行われているが、調査の日時、場所、対象税目等の通知事項について e-Tax のメッセージボックスに格納する方法でも可能とすること。

(2) 調査時に提出する書類について

調査関係書類の e-Tax 送信について、以下の改善を行うこと。

- ① 業務センターが発出する「お尋ね」等の行政指導について、回答手段として「調査関係書類の e-Tax 送信」は対象外とされているが、対象外とする合理性は乏しい。收受印の廃止に伴い郵送での回答では送信履歴も残せないことから実務上の支障があり、早急に電子提出を可能とするよう運用・システム整備を行うこと。
- ② 「調査関係書類の e-Tax 送信」の際に必須となる「提出先調査部門等番号」については、納税者及び税理士と接触する際に文書にてあらかじめ明示すること。また、「調査関係書類の e-Tax 送信」をした際に、担当職員に自動的に通知される仕組みを整備すること。電子提出後に提出者側が改めて電話で送付の事実を知らせなければならない現状の運用は、電子提出の趣旨に反するものであり、早急に改善すること。
- ③ 1 送信あたりのデータ容量を拡大するとともに、操作方法（ファイルの紐づけ作業）を直感的に使いやすいように UI を改善すること。

(3) 調査開始前のデータ提出要求について

事前通知で示された調査開始日より前に会計データ等の提出を求める事例が見受けられ、事前通知制度（国税通則法）の趣旨との関係が不明確となっている。質問検査権において納税者は帳簿書類の提示義務を負うにとどまり、データ提出義務は現行制度上課されておらず、提出による納税者側の明確なメリット（調査日時の短縮等）も整理されていない。データ社会に対応した税務調査制度として、事前通知制度を前提に、データ提出の位置付けや取扱いを明確

化すること。

（４）調査終了の手続について

調査の結果、更正決定等をすべきと認められない場合は納税義務者又は税務代理人にその旨を書面により通知し、また、更正決定等をすべきと認める場合は修正申告等の勧奨や申告書を提出した場合に不服申立てはできない旨の書面を交付することになっている。これら書面による通知、交付についてメッセージボックスに格納する方法でも可能とすること。

（５）Web 会議システム等を活用したリモート調査について

令和 8 年 9 月以降の全納税者への利用拡大を踏まえ、単なる操作説明の周知にとどまらず、事前通知制度との関係、調査開始時点の認定、加算税等の取扱いなど、対面調査との法的な取扱いの違いを明確にした事務運営方針等を策定・公表すること。引き続き、運営方針等について周知徹底を図ること。

（利用可能時間）

4. 利用可能時間を拡大すること

e-Tax の利用可能時間について、以下の改善を求める。

（１）e-Tax・eLTAX のメンテナンス時間の統一について

令和 6 年 4 月以降、確定申告期間を含め年間を通じて 24 時間受付が可能となったところ、eLTAX も令和 8 年 9 月の更改でメンテナンスを除き 24 時間 365 日稼働を予定していることから、更改後は e-Tax・eLTAX のメンテナンス時間を可能な限り統一すること。

（２）年末年始の休止期間の周知及び e-Tax・eLTAX の同時稼働について

e-Tax の利用可能時間について、現在「メンテナンス期間を除き 24 時間ご利用可能」と案内されているが、年末年始の休止期間が事前に十分に周知されていない。計画的なメンテナンスによる休止期間は少なくとも半年以上前に具体的に公表し、利用者が事前に対応できるよう徹底すること。また、e-Tax・eLTAX のメンテナンス時間を調整し、一方のシステムが先に停止して必要な手続を行うことができない事態が生じないように、原則として年間を通じて安定的に利用できる環境を整備すること。

（申告に関するお知らせ）

5. 申告に必要な情報の確認方法について改善を図ること

（１）申告に関するお知らせについて

申告書の作成には、メッセージボックスに格納される申告に関するお知らせの情報が重要となることから、更なる利便性向上のため、各申告のお知らせに以下の情報を追記すること。また、届出については提出状況が記載されているところ、当該申告に関するお知らせの対象とな

っている決算期等に有効な届出であるかについても記載すること。

① 「確定申告等についてのお知らせ」

(ア) 消費税の基準期間の課税売上高

(イ) 還付税額と還付加算金

(ウ) 個人についても法人と同様に消費税の各種届出の提出状況と最新の提出年月日、その課税期間における「一般課税」「簡易課税」を表記し、あわせて適格請求書発行事業者の登録番号を記載すること。また、課税事業者でない場合にも届出書の提出状況等を記載すること。

② 「課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告について」

(ア) 課税事業者でない場合も届出書の提出状況と最新の提出年月日を記載したお知らせをメッセージボックスに格納すること。

(イ) 適格請求書発行事業者の登録番号を記載すること。

(2) 申告のお知らせの格納状況の改善について

消費税課税期間特例選択届出書を提出して課税期間を短縮している場合について、その事業年度最初の課税期間にその後の課税期間分をまとめて格納するのではなく、各課税期間の申告時期に合わせて格納すること。

(3) 申告書等情報取得サービスについて

関与先納税者が過去に書面にて提出した申告書を税理士もデータで取得できるよう、申告書等情報取得サービスについて税理士の代理申請・代理受領を可能とすること。

(利用者識別番号・暗証番号)

6. 利用者識別番号・暗証番号を失念した場合の対処方法について改善すること

関与先が利用者識別番号及び暗証番号を失念した場合、変更届出書を税理士が代理送信しても、関与先宛の郵送通知を待たなければならず、申告期限までに電子申告ができない可能性がある。

相続税に限っては、関与先宛の郵送通知と並行して、代理送信した税理士宛に税務署から電話で利用者識別番号を通知する運用が開始され、税理士の利便性は向上したが、電子送信した変更届出書に対し、電話で通知されるというのは、手続のデジタル化とは言い難い。

処分通知等の電子交付の拡充の取組みと併せて、代理送信した変更届出書に係る通知について電子化するとともに、他税目でも利用可能とすること。

(納付手続)

7. キャッシュレス納付の利便性向上を図ること

(1) ダイレクト納付について

- ① 納期限の1か月後を振替日とするなど、インセンティブを設けること

キャッシュレス納付の3割は振替納税が占めており、法人の納税手続においても個人と同様の振替納税を望む声が多く、個人の振替納税では、一度手続を行えば、以後、申告納付税額は期日に自動的に振り替えできる利点がある。

このため、ダイレクト納付の利用を促進する観点から、所得税の振替納税の仕組みを参考に、ダイレクト納付を利用する場合に限り、納期限の1か月後を振替日とするインセンティブを設けること。

加えて、キャッシュレス納付を利用した場合、残高不足等により納税が完了しなかった場合に延滞税リスクの排除に向けた措置を検討すること。

- ② 法人のダイレクト納付利用届出書についてオンライン提出を可能とすること。

- ③ 申告・納付期限を延長した場合にも期日指定による納付を選択できるようにすること。

- ④ 振替納税書のオンライン提出について、現在は税目ごとの個別入力が必要となっていることから、所得税と消費税を一括して提出できるようにすること。

- ⑤ 口座振替依頼の完了状況（「登録済」「依頼中」等）をe-Taxのマイページにも分かりやすく表示すること。

- ⑥ 納税証明書の交付手数料の支払いに対応すること。

- ⑦ ダイレクト納付利用届出書及び振替依頼書の提出につき、ワンスオンリーで国税・地方税ともに完了可能とすること。また、対応金融機関、利用時間等について国税・地方税で統一すること。

(2) 納税者の納付情報について

キャッシュレス納付の利用において、納税者の納付情報登録依頼の通知は納税者本人のメッセージボックスにのみ格納され、代理送信した税理士は納税者の納付区分番号を確認することができない。キャッシュレス納付の利用勧奨の観点から、納税者の利用手続を滞りなく行うべく、ダイレクト納付の登録がある納税者以外であっても税理士のメッセージボックスに納税者の納付情報登録依頼の通知を格納する等、税理士のメッセージボックスへの格納状況を改善すること。

(納税証明書)

8. 税理士の電子署名のみで納税証明書の代理請求・代理受領を可能とすること

納税者の申告・申請の代理送信について電子署名等を要しない者を定める告示（平成 18 年国税庁告示第 32 号第 2 項）により、申告・申請書等に税理士の署名が付されていれば納税者の電子署名を要しないとされているところ、納税証明書の交付等（国税通則法第 123 条第 1 項）は対象外とされ、納税者の電子署名を付した電子委任状の添付が必要となる。

利便性向上のため、税理士の電子署名のみで納税証明書の代理請求・代理受領が可能となるよう告示の改正及びシステム改修を行うこと。

(準確定申告)

9. 準確定申告について、税理士が代理送信する場合は確認書の提出を不要とすること

相続人が二人以上ある準確定申告書は各相続人が連署による一の書面で提出しなければならないとされており、e-Tax での電子送信には各相続人が自署した「確認書」の PDF 添付が必要とされている。一方で、税理士等が納税者の申告等データを作成し、送信する場合は、税理士等の電子署名等のみで送信可能となっている。以上を踏まえ、税理士が代理送信を行う場合については確認書の提出を不要とすることについて、法令改正を含めた対応が必要であることを認識した上で、早期の実現を図ること。

(利用可能な税目・手続)

10. すべての税目・手続を e-Tax で利用可能とすること

行政手続のオンライン化推進が掲げられていることから、すべての税目・手続を e-Tax で利用可能とすること。特に、未だ e-Tax で提出できない消費税の準確定申告及び相続人が死亡している場合の相続税の電子申告を可能とすること。なお、e-Tax で提出ができない手続については、提出可能となるまでの間、イメージデータで送信可能とするなど、e-Tax で完結できるように対応すること。

(システム改善要望)

11. e-Tax ソフト（WEB 版を含む）や確定申告書等作成コーナーについて改善を図ること

本要望事項とは別に提出している「システム改善に関する要望事項」と合わせ、以下の改善を図ること。

(1) e-Tax ソフトの改善について

- ① 相続税申告書については、別途要望項目 13 として詳細を求めること。
- ② 法人税電子申告において、納税者が使用する会計ソフトの勘定科目と e-Tax の標準科目との読み替えを求める現状の運用は、納税者側の負担を強いるものである。真のデータ to データを実現させるため、中長期的には、会計ソフトで作成した決算書データをそのまま e-

Tax に取り込む仕組みを整備すること。その実現に向けて、会計ソフトベンダー・関係省庁等と連携し、検討すること。

(2) 確定申告書等作成コーナーの改善について

- ① 代理送信を行うページについて、Google Chrome を推奨環境とすること。
- ② 非居住者の対応不可、一部の評価明細書の作成制約等の機能制限について、納税者・税理士への十分な周知を行うこと。

(3) e-Tax 開始届出書の仕様改善について

- ① 行政手続や本人確認書類では元号表記が一般的であり、利用者にとって確認しづらい状況となっていることから、e-Tax 開始届出書の生年月日の入力・表示について、元号・西暦を併記または元号選択にも対応した仕様に改善すること。
- ② 開始届出書を提出した際に利用者識別番号と暗証番号が表示される画面に、印刷ボタンを設けること。

(4) ブラウザへの対応について

Windows 等の OS 及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるよう、システム更新・環境の変化にも可能な限り速やかな対応が必要である。OS 及びブラウザソフト等の新しいバージョンへの対応を可能な限り速やかに行うこと。また、今後のアップデートに関してはプレビュー版にて先行的に動作検証を行うなど、アップデート後に速やかに対応できる体制を整えること。

(地方税との情報連携の徹底)

12. 国税と地方税の共通化を進めること

デジタル手続法のデジタル化 3 原則に沿って、e-Tax と eLTAX について以下の手続等の共通化を進めること。

- (1) 電子申告の開始届出について一本化し、ID も共通化すること。また、e-Tax の利用者識別番号と eLTAX の利用者 ID 及びログイン方式等について、できる限り共通化・一元化すること。
- (2) ダイレクト納付の利用届出について一本化すること。
- (3) 法人の設立・異動等に係るすべての届出について、国・地方に対する同内容の届出は一度の提出で完結するようにすること。

また、国税・地方税当局間での共通化について引き続き拡充に取り組むとともに、必要な事項については納税者・税理士へ事前に情報提供を行うこと。

（相続税電子申告）

13. 相続税電子申告の改善を図ること

相続税の電子申告について、以下の改善を図ること。

（１）申告書と各計算書間の数値連携について

相続税申告を e-Tax ソフトで作成する際、申告書と各計算書間の数値の連携がほとんどなく、パソコン上で紙の申告書を手書きしている場合と変わらない状況にある。申告書と各計算書間での数値連携、及び計算書内の計算式の設定を実現し、e-Tax ソフトで作成するメリットが生じるようにすること。

（２）イメージ添付書類の一括選択について

相続税申告でイメージデータを添付する際、複数ファイルをまとめて選択することができず、1 回につき 1 ファイルずつ選択しなければならない。添付書類が多数に及ぶ案件では作業時間が増加し、入力漏れや操作ミスの原因にもなり得るため、複数ファイルの一括選択・一括添付に対応すること。

（３）添付容量の拡大について

相続税申告ではイメージデータの添付を要する書類が多岐にわたるため、現行のデータ容量では分割送信や資料圧縮等の追加作業が必要となる場合があり、利用者負担が大きいことから、実務に見合ったデータ容量に拡大すること。なお、令和 7 年 4 月からグレースケールでの読み取りが認められたことに加え、カラー写真・赤枠等入り資料もそのまま送信できるよう更なる改善を図ること。

（入力欄の文字制限）

14. 各帳票の入力欄の文字数制限を緩和すること

e-Tax における各種帳票には多くの情報を正確に入力する必要があるにもかかわらず、各種帳票・明細・添付書類名称等の入力欄に文字数制限があり、必要な情報を十分に記載できない事例が多数生じている。各入力欄の文字数上限を緩和し、実務上通常必要となる情報が省略されずに入力できる仕様に改善すること。印刷時の表示については、自動縮小・折り返し・別紙出力等の方法により対応すること。

特に以下の入力欄について、文字数制限を緩和すること。

（１）相続税申告関連

- ① 第 11 表「利用区分、銘柄等」欄
- ② 第 11 の 2 表「相続時精算課税適用財産の明細、利用区分、銘柄等」欄
- ③ イメージ添付書類のファイル名・添付書類名称

（２）所得税申告関連

- ① 青色申告決算書（不動産所得用・一般用）「減価償却費の計算」の摘要・名称等欄
- ② 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書「数量」欄

（３）法人税申告関連

- ① 別表 16（７）「資産区分」の「構造」欄
- ② 勘定科目内訳明細書「品目」「種類・構造」欄

（本会との継続的な協議）

15. 電子申告における要望について引き続き協議の場を設けること

電子申告における要望事項について、国税庁と日本税理士会連合会との間で、今後も、引き続き、継続して協議の場を設けること。

以上